

令和8年度 税制改正大綱 ～所得税～ その4

令和8年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、所得税の改正の概要についてお知らせいたします。

<所得課税>

1 NISA 制度の積立投資枠の見直し

NISA 口座の口座開設可能年齢の下限（改正前：18 歳）を撤廃し、0 歳～17 歳に対して、新たにつみたて投資枠（年間投資上限額：60 万円、非課税保有限度額：600 万円）を設ける。

- 非課税口座の口座開設年齢の下限を撤廃する
- 口座保有者が0～17歳の間は、年間投資枠60万円、非課税保有限度額600万円のつみたて投資枠を設ける
- 子が12歳以降、一定の事由の下で、子の同意を得た場合のみ、親権者等による払出しを可能とする。
- 子が18歳に達した際、年間投資枠等は18歳以上向けの制度に移行する。
- 2027（令和9）年1月1日以降に開設されたNISA口座から適用。

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円	
		自動的に移行	1200万円（内数）
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託（商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限りま	上場株式・公募等株式投資信託等（高レバレッジ投資信託などの商品は、対象から除かれています。）
投資方法・運用管理	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資。 ・一定の要件の下、12歳以降は払出しが可。	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし

2 暗号資産の分離課税化

(1) 改正の内容

① 分離課税化

暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等（特定暗号資産）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については他の所得と分離して20.315%の税率により課税する。

② 繰越控除制度の創設

特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡等をした年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しても控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその翌年以後3年間の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。

③ 総合課税の対象となる暗号資産

総合課税の譲渡所得の基となる暗号資産については、次の取り扱いとなる。

譲渡所得の特別控除（50万円控除）を適用しない

5年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない

譲渡所得の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しない

(2) 適用時期

この改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用されます。